

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
長野県北佐久郡浅科村

- 2 地域再生計画の名称
いきいき長寿「手づくり凍み豆腐」健康むら再生計画

- 3 地域再生の取組を進めようとする期間
認定の日から約 3 年

- 4 地域再生計画の意義及び目標

矢嶋地区は、村の南西に位置し、集落の三方を山林が覆う自然豊かな地区であり、古くは矢嶋城を中心に栄えた伝統と歴史ある地区でもあります。

今回、地域再生計画の主策として掲げた「凍み豆腐」は、中世末（戦国時代）甲州の武田信玄が兵を率いて上杉謙信を攻めるため、途中「矢嶋」に立ち寄り一夜を過ごした際、矢嶋城主が食糧として提供した「豆腐」が寒さのため凍ってしまったが、それを食べたところとても美味しいと誉めたことで「凍み豆腐づくり」が始まったとして伝えられております。

遠く昔は峠を越え、群馬県まで行商されていたという伝統食品であり、その食感・品質は、月間誌「サライ」にも大きく取り上げられ、全国の多くの人達から美味と賞賛されております。

しかしながら地区では核家族化や高齢化等が進み、以前は地区世帯の約半数である 60 戸を超えた製造農家も、現在は僅か数戸と激減しております。

地区では次代の者に技術を継承しなければならない橋渡し期に到っており、地域の高齢者からは適当な後継者にその製造技術を伝授したいという強い希望があります。

また、近年の産地直売活動が盛んになるに連れ、地域社会の婦人層から折角地域に根付き、伝わった凍み豆腐だから自ら作り販売したいという希望や、青年層からも農作業が季節的に集中し、冬の農閑期に就労場所も収入もないため是非とも自活の道のため取り入れたいという希望もありますが、その「担い手となるべき者の育成・研修場所」に地域で適当な場所がなく実現出来ませんでした。

今回、生活排水処理施設の統合により遊休化した農業集落排水処理施設の建屋を改修整備し、従来の冬期間に限られていた凍み豆腐製造に加え、現代ならではの新豆腐関連商品「ざる豆腐」や「有機野菜豆腐」等の開発を図り、豆腐を通年製造すること、この拠点施設の一隅を生産物直売所として利用させることにより、製造した者と、消費する者の交流の場として、生の声を交わすことで、売れ筋製品が把握されることや、製造技術の進展、生産意欲の高揚さらには、消費と販路の拡大が図られ、更には「担い手の育成」、「高齢者の生きがいくくり」に貢献できることや、地区では就労機会の拡大、年間を通じた就労機会の創出と、収益の拡大・安定をめざします。

また、研修・交流場所として、この豆腐製造が初心者にも親しめる食品加工ですから、施設内の一隅を体験加工場として活用し、地区の食品製造者の的確な指導のもと、豆腐製造体験希望者に対し体験の機会を与え、商品の購買だけでなく、自ら趣味として豆腐に親しみたいというリピーターを増やすことで地域の活性化を図ります。

兼業化が進み農地が省みられることがなくなり荒廃化している矢嶋地区の畑作地で、積極的に製品原料の「地元生産大豆の増産」や地元特有の野菜の作付けの振興を図るため、申請施設内に土壌検査室を設け適地適作の推進することにより、緑豊かな・活気ある農村が蘇ります。

佐久地方は、高齢者が「寝たきりにならず長寿を全うする里」と言われており、その要因のひとつとして、伝統的郷土食に負うところが大きいとされています。

地域で生産したもの（農産物）は地域で消費しようとする「地産地消」が求められているなか、大豆の生産・加工を積極的に推進し自らも消費することにより長寿の健康村づくりに一層貢献できます。

5 地域再生計画の実施によって地域に及ぼす経済的社会的効果

(観光振興)

- ・観光事業との連携が図られる。
- ・観光事業の充実・強化が図られる。

(高齢者対策等)

- ・生きがいつくりに寄与できる。
- ・健康と長寿の社会形成に貢献できる。

(産業振興)

- ・伝統産業の継承が図られる。
- ・地場産業の振興・発展が図られる。
- ・都市部消費者との交流により農産物の消費拡大や販路拡大が図られる。
- ・新規農作物・加工製品の開発に取り組める。
- ・農業経営の拡大・安定が図られる。（別紙収支計画書参照）
- ・農業者の経営意欲の高揚が図られる。
- ・雇用・就労の場が確保できる。

常勤雇用者数	臨時雇用者数	施設利用者数	
		地区内農産物等生産・出荷農家	地区外
3 人	2 人（5 月、8 月、10 月）	60 戸（地区世帯の約半数）	30 戸

- ・地産地消の取り組みが強化できる。
- ・環境と身体にやさしい農業経営の取り組みが強化できる。

(文化・歴史・教育等)

- ・歴史・伝統文化の保護・保全と継承が図られる。
- ・青少年の健全育成に寄与できる。

(地域づくり)

- ・コミュニティ活動の充実・強化が図られる。
- ・個性豊かな地域づくりに貢献できる。
- ・計画的・効果的な土地利用が推進できる。

(効果的な行財政運営)

- ・下水道事業に係る効率的な処理体系が整備され、財政の健全化が図られる。

1年当たり

施 設 名	維持管理費 (H15 決算統計)	見込維持管理費	増 減
農業集落排水施設	7,800 千円	0 千円	Δ7,800 千円
特環公共下水道施設	58,000 千円	58,300 千円	300 千円
計	65,800 千円	58,300 千円	Δ7,500 千円

増減理由：300 千円の増はマンホールポンプ1基に要する維持管理費

【総 括】

- ・後継者・担い手の育成が図られる。

現状専業農家数	後継者・担い手数	見込専業農家数	後継者・担い手数
15 戸	3 人	20 戸	10 人

- ・地域の活性化が図られる。
- ・地域再生が図られる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10401 公共施設の転用に伴う地方債の繰上償還の免除

10402 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

13004(別添 1001) 補助対象施設の有効活用

7 規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

○ 構造改革特別区域計画の申請と推進（平成 16 年 5 月 7 日申請）

【講じようとする支援措置の番号及び名称特定事業の名称】

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

（効 果）

- ・新規就農者の拡大が図られる。
- ・都市住民等の定住化促進と農村の活性化が図られる。
- ・農地の多面的機能の活用により、農村風景の維持保全が図られる。
- ・農用地の遊休荒廃化の改善・解消が図られる。

畑地面積	耕作面積	遊休荒廃地面積	改善・解消面積
13.5ha（100%）	6.1ha（45.2%）	7.4 ha（54.8%）	4 ha（54%）

○ 環境にやさしい農業の推進

有機農法や低農薬、減化学肥料の農業生産の取り組みを支援するとともに、豆腐の原材料である大豆生産を促進します。

（効 果）

- ・農業生産活動における減農薬作物の作付けにより環境への負荷を軽減できる。
- ・本来農業が持つ自然循環型機能が一層発揮できる。
- ・消費者が求める安全安心の農産物が提供できる。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

10401 公共施設の転用に伴う地方債の繰上償還の免除

2 当該支援措置を受けようとする者

長野県北佐久郡浅科村

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

当村においては、急激な人口の高齢化・核家族化の進行等、社会情勢の変化により生活排水処理計画に基づき建設した「特定環境保全公共下水道処理場」「農業集落排水処理施設」では、汚水処理原価が、使用料単価で賄えず本来は公営企業法に準じた使用料収入により独立採算制で運営されるべきところ、その維持管理費の不足額を「一般会計」から繰入れ（村税収入：80 億円相当額）なければ維持出来ないという財政状況にあります。

このような状況の中、経営改善の一環として、「農業集落排水処理施設の汚水処理」を余力のある「公共下水道処理施設へ統廃合」することにより、財政の健全化を図ります。

また、これにより遊休化する既存の農業集落排水処理施設を改修整備し伝統産業である凍み豆腐づくりを基本に「後継者・担い手の育成」による「地域再生」の拠点施設として有効に活用しようとするものです。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

10402 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

2 当該支援措置を受けようとする者

長野県北佐久郡浅科村

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

今回、浅科村が計画した地域再生計画は、既存の公共下水道処理場、農業集落排水処理施設が未曾有の社会・産業構造の変化と、過疎化の進行等により、本来独立採算制により経営を自立して行くものが、維持管理費さえ使用料収入で賄えず不足額を一般会計から繰入れなければ特別会計が立ち行かないという状況にあります。

このため、経営改善の一環として、農業集落排水処理施設と公共下水道処理施設を統廃合し、これにより遊休化する既存の農業集落排水処理施設を「改修整備」し、伝統産業である「凍み豆腐づくり」を基本に「後継者・担い手の育成」による「地域再生の拠点施設」として有効に活用しようとするものです。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

13004(別添 1001) 補助対象施設の有効活用

2 当該支援措置を受けようとする者

長野県北佐久郡浅科村

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

既存の農業集落排水処理地区を、下水道法第 4 条の規定による変更認可により特定環境保全公共下水道区域とすることにより遊休化する農業集落排水処理施設建屋を地域再生のための拠点施設として活用し、地域の再生をしようとするものです。

申請地区、矢嶋地区は北八ヶ岳の奥ふところの穏やかな自然環境と高冷地の厳寒の自然気象を活用し、農家の冬期間の副業として地場産業である「凍み豆腐」造りが盛んでありました。

記録によれば武田信玄からも賞賛されたという伝承があることから、数百年来、地域で生産された大豆を利用し凍み豆腐製造が連綿と伝えられて来ましたが、高齢化と核家族化の進行に伴い、製造販売農家が最盛期 60 戸を超えたものが現在では数戸と限られた製造状況となっております。

このような状況の中で、最近地域社会で伝統の灯火を消してはならないという熱い願いが醸成されて来ており、また伝統産業の「凍み豆腐づくり」に従事し現在廃業している高齢者からは、その持てる技術を次代を担う者達に継承したいという願いと、家庭婦人層、帰農青年層からは、是非ともかつて盛んであった「凍み豆腐」づくりの技術を受け継ぎ地域活性化を図りたいという熱い願いもありますが、残念ながら適当な作業場、研修施設に欠けているのが地域の実情です。

このため、鉄筋コンクリート造りで環境的にも相応しい農業集落排水処理施設を地域再生のための施設、加工場、研修場所として有効活用を図りたい。

① 地域再生計画で転用により有効活用する補助対象施設の現状

申請施設は鉄筋コンクリート造平建で、今まで管理に細心の注意を払っ

て来ましたので、外観も内部も食品製造の伝承加工、地域観光の拠点施設へのリニューアルには何ら問題のないすばらしい施設です。

② 地域再生計画で転用の必要性

これまで、矢嶋地区の住民が維持管理に直接関わり、大切に管理してきた施設で、矢嶋地区全体から地域再生の拠点施設への転用が要望されていること、また、施設の構造が今後の地域再生のための拠点施設として施設構造はもとより、多くの住民が活用して行く上で矢嶋集落が宅内道路が狭隘の中、本処理施設は国道にも近く、利便性、集客性からも格好の立地条件に面しているため。

③ 地域再生計画で転用する相手方

現在、浅科村の農業集落排水事業特別会計の污水处理施設ですが、転用後は、浅科村一般会計の地域再生のための拠点施設とします。

④ 地域再生計画で転用後の施設の目的

i. 生き生き長寿「手づくり凍み豆腐」健康村再生計画の拠点施設として活用します。

ア. 凍み豆腐製造の次代を担う地域住民への生産加工の技術の伝習施設

イ. 地元で取れた野菜農産物の地元ならではの加工(漬物)

ウ. 体験学習(研修)の拠点施設として、凍み豆腐、生豆腐の製造加工の体験学習、地産野菜を活用した郷土料理の創造のための施設

エ. 安全な農産物生産のための耕作地の土壌把握が欠かせないため、土壌検査室の設置

ii. 矢嶋地区が記録によれば室町時代から歴史的伝統的集落のため、凍み豆腐加工を始めとした伝統農村文化の紹介・継承のための施設活用

⑤ 転用後の施設の利用計画について、

事業主体として「矢嶋生き生き再生グループ」を法人登記し事業計画を立案させ、事業の展開を図っていきます。

(支援措置 13004 に係る添付書類)

1 補助事業者の意見

「長野県の意見」

「浅科村特定環境地域保全公共下水道事業」の終末処理場「浅科浄化センター」の汚水処理余裕能力から判断した結果「矢嶋地区農業集落排水」の接続による汚水処理等への影響はないことから、農業集落排水の下水道接続は可能なことと判断している。

また流入させる側「矢嶋地区農業集落排水処理区」の社会情勢の変化や、浅科村の財政状況、市町村合併等を考慮した結果「矢嶋地区農業集落排水処理施設」での水処理を廃し公共下水道に接続することは、やむを得ないと思われるが「農業集落排水処理施設」の財産処分の検討・取り扱い等については、関係省庁・県と十分協議し、諸課題を整理して進めることが望ましい。

「浅科村の意見」

申請の矢嶋地区では、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化と矢嶋地区だけに伝えられた農民の副業である地場産業「凍み豆腐製造」により、農業用排水路の汚濁が進行し、農作物の生育障害が心配されていた。

浅科村では特定環境地域保全公共下水道事業により施設整備を進めていたが、矢嶋地区は、他集落から大きく離れており、そのうえ河川、農業用水路の最上流部に位置しているため、下水道の一処理区とした場合、当然事業化は遅れ最終整備地区にならざるを得ない地域的環境にあった。

しかしながら、矢嶋地区は下流に水田を抱えていることや佐久市ほか2町1村へ上水道を給水する佐久水道企業団の重要な水源地を有していること等から農業集落排水事業の採択順位が高いことから、矢嶋地区を農業集落排水処理区とした。

現在浅科村では、重点施策として地域活性化と農業振興に対する住民意識の向上を図るため、担い手の育成事業を展開しているが、事業推進のため体験学習及び研修施設を備えた拠点施設整備が求められているところであり、このため、本施設の一部を転用して、体験学習及び研修機能を持たせることが出来れば、本地区および浅科村全体の活性化を図る上で非常に有効であると考えている。

(施設の概要)

事業名	農業集落排水事業
事業目的	矢嶋地区内家庭より排出される生活排水が農業用水路に流入することにより、用水が汚濁し、農産物等に被害が生じている状況である。 そこで、本事業の実施により流出する生活排水及びし尿処理を行い、農業用水の水質保全を図ると共に、農村生活環境の向上に資することを目的とする。
事業工期	平成6年4月～平成9年3月
所在地	長野県北佐久郡浅科村（矢嶋地区）
事業主体	浅科村
施設名称	矢嶋地区農業集落排水処理施設
建築面積	363.75 m ²
延床面積	445.04 m ²
敷地面積	1196.75 m ²

建物構造	鉄筋コンクリート造り		
建設費	431,364 千円〔m ² 単価：千円／m ² 〕		
用地取得費	10,164 千円〔m ² 単価：千円／m ² 〕		
財源内訳	国庫	220,764 千円	(50 / 100)
	県費	44,152 千円	(10 / 100)
	市町村費	176,612 千円	(40 / 100)
供用開始日	平成 9 年 3 月		
管理主体	浅科村		

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

(1) 農業集落排水処理施設の設置を急いだ理由について

① 当初の考え方

矢嶋地区では、以前から農閑期(厳冬期)の農家の副業として「凍み豆腐づくり」が伝統的に行われて来たが、豆腐加工後の廃水処理が適正に行われず、農業用水路の汚染が著しかった。

このため、平成 6 年度からこの惨状を解決するため農業集落排水事業が実施された。

当初計画では、14 戸の凍み豆腐加工処理場の排水を受け入れ、処理を行う計画であったが、現在では、廃業により半数の 7 戸に激減していると共に、その製造量も従事農家の高齢化も影響し激減している。

② 今後の考え方

特定環境地域保全公共下水道事業や農業集落排水事業の積極的な実施による施設整備により、生活環境は大きく改善されてきているが、人口の高齢化や後継者不足により当矢嶋地区の伝統的地場産業の「凍み豆腐づくり」は大きく衰退してきている。

このため、地区では従来からの凍み豆腐生産組合を中心に、農業集落排水処理施設を活動拠点に有効的に活用するとともに、凍み豆腐の原材料である大豆の生産を始めとする新たな農業振興を図る機運が高まってきており、農村地域の活性化を図る上で緊急に施設整備を図る必要に迫られていたが、地域に適当な施設が欠けていた。

しかし矢嶋地区農業集落排水処理施設では、公共下水道の管路が住宅団地の整備により極めて近接(約 250m)し、管路の接続も可能となり、これを接続することにより施設の維持管理費の低減が図られ事業者の浅科村にとり財政的・経済的にも効果的と判断される。

また、この接続によって遊休化する施設を後継者不足によって衰退している伝統的地場産業「凍み豆腐づくり」の研修・体験施設として、有効活用することで担い手の育成並びに地域の活性化に寄与できる。

3 当該施設における計画と最近の状況

① 計画利用人数(必要に応じて内訳を記載)

820 人

(住定人口：504 人、豆腐加工流入人口：270 人、その他流入人口：44 人)

(注) 豆腐加工流入人口とは、豆腐加工に従事している実人員の人口でなく、豆腐製造

に伴い排出される汚水のBOD濃度(生物学的酸素要求量)を人間一人当りに「浄化槽法」の規定に従い換算したもので、汚水実排出量とは乖離している。(60ℓが1340ℓに換算)

②最近3年間の利用状況(内訳を記載)

平成13年度 408人

(つなぎこみ人口:263人、豆腐加工流入人口:120人、その他流入人口:25人)

平成14年度 440人

(つなぎこみ人口:304人、豆腐加工流入人口:115人、その他流入人口:21人)

平成15年度 457人

(つなぎこみ人口:326人、豆腐加工流入人口:112人、その他流入人口:19人)

③最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 7,064千円

平成14年度 7,354千円

平成15年度 8,322千円

④地元の意見等

浅科村では、矢島地区において農業集落排水事業が円滑に推進されるため、地域に「矢嶋地区農業集落排水事業実行委員会」を組織している。

今回の計画立案提出に当たり、事前に地元実行委員会に事業計画を提示し、意見の聞き取りを行った。

委員からは、将来的な市町村合併到来を考えたとき、矢嶋地区だけが農業集落排水区域であり、他は公共下水道区域のため、農業集落排水事業の将来を考えたとき今後の大規模修繕の負担、経営改善のための更なる使用料の高騰化等の懸案事項は、公共下水道への接続によって全面的に解決されることとしを地区を代表する委員としても公共下水道との接続を切望しているとの回答であった。

また、高齢化・後継者不足によって衰退している地区の伝統的地場産業である「凍み豆腐づくり」が、施設の転用と再度の活用により貴重な活動の場を提供願えるということは、地域の伝統産業と文化がこのことによって、将来にまで受け継がれることができることは二重の喜びであり、是非とも実現してほしい。との意見があった。その結果、計画の内容に従い事業を実施したい旨の回答を得ている。

4 補助対象施設の現状

処理施設建設時において、地区の将来の定住人口(つなぎこみ人口)を504人と見込み、建設規模を設定したが、核家族化の進行等により、建設時465人の人口があったものが現在では440人余と年々1割程度の減少傾向にあり今後も同様の経過で推移されると予想される。

また、豆腐加工による流入人口は製造者の高齢化等により、廃業若しくは規模縮小といったことが要因となり著しく減少している。

その他の流入人口として、工場等からの流入を見込み当地区には大規模縫製工場が稼動していたが、工場の海外移転を受け廃業、若しくは、従業員の削減等により減少した。

このため、処理施設の汚水処理層1系列で110トンの処理を行うところが、流入量が著しく少ないため、1系列は現在「休止」状態となっている。

このような状況を踏まえたなかで、当初の目的である農業用排水の水質保全、農業

用排水施設の機能維持等は、ほぼ達成されてきたと判断されるが、今後の利用状況を予想する上で、流入人口の増が見込めないため、本来使用料収入による独立採算性での施設の維持管理が将来においても達成出来ないと見込まれる。

地方行政においても行財政改革の進展に伴い、従来は潤沢に対応できた赤字財政補填が現在では困難であり、浅科村では村污水处理施設の、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント処理施設、公共下水道、大規模浄化槽の積極的な統廃合により村財政の難局の打開を図ろうとしている。

5 転用の必要性

今後の施設への污水流入量を踏まえた中で、使用料収入の増は見込めない状況にあり、将来も一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ないといった状況にあり、一層村の財政を圧迫し続けることが予想される。

このため、公共下水道に管路を接続し、これにより遊休化した施設を有効活用し、地区の活性化拠点施設として位置付け、高齢化等により衰退し続けている伝統的地場産業の「凍み豆腐の加工体験・研修施設」として蘇らせることで、高齢者の生きがいづくりや担い手の育成に多大な貢献を与えることができる。

また、この施設を利用する都市部や周辺地域の人々とふれあうことで、地区のあたらしい「個性」を発見したり、あたらしい「活力」を見出したり、「人づくりや地域づくりの場」として効果が期待できる。

更に、当村には欠けている情報交換の場として活用することで、複雑化・多様化する村民のニーズの変化や敏感に捉え、期待・要望を応えるべく「計画的」「効果的」「効率的」な将来を展望した魅力あるむらづくりが推進できる。

6 転用の時期

農業集落排水污水管渠本管と特定環境地域保全公共下水道の本管接合完了工事後（概ね平成 16 年 11 月を予定）

7 転用の相手方

直営を継続、譲渡・貸与は行わない。

8 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

直営を継続、譲渡・貸与は行わない。

（「凍み豆腐」加工処理室は、農事組合法人「矢嶋生き生き再生グループ」に無償で使用する。）

9 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

地区住民によって構成される農事組合法人「矢嶋生き生き再生グループ」並びに地区住民によって、伝統的地場産業である「凍み豆腐づくり」の体験・継承活動を通じ、後継者・担い手の育成を積極的に行い、農業振興を通じた人づくりと地区の活性化を目的とした拠点施設して有効活用を図る。

（施設改修等についての考え方）

凍み豆腐の加工処理場及び体験・研修施設として施設の改修活用を図るため、污水

処理を目的とした機械設備については、全て廃止処分することとなり、また、これに付随する電気設備に対しては一部廃止することとなる。

このため、管路の接続工事完了を平成 16 年 9 月中旬に予定し、施設の改修整備を同年 9 月中旬から 10 月末日までと計画している。

(施設管理についての考え方)

直営

(関係法令に基づく手続きの内容とスケジュール等)

下水道関係法令(平成 16 年 5 月から 7 月末)

補助金等適正化関係法令(平成 16 年 5 月から 9 月末)

建築基準関係法令(平成 16 年 7 月から 9 月末)

食品衛生関係法令(平成 16 年 8 月から 9 月末)

10 転用により期待される効果

(観光振興)

申請地区は関越自動車道と中央自動車道の連絡国道沿いにあり、近隣には村営の道の駅「ほっとばーく浅科」、村営温泉「穂の香乃湯」がある。

食への関心が深まっている現在、単なる通過客から、道の駅、村営温泉と連携する、冬期は全国でもまれな手づくり凍み豆腐、春から秋は生豆腐、地元特産野菜の加工体験等、特色を出した施設運営をすることにより、周辺観光施設との連携、伝統的食文化を強調した観光事業の充実・強化が図れる。

(高齢者対策)

申請地区では室町末期から連綿と冬期間、農家の副業として凍み豆腐づくりが営まれてきたが、後継者が不足しこの独特の製造技術がまさに絶えようとしているとき、地域から危機意識として、担い手を育成させてほしいという希望により今回拠点施設を計画したものである。

この施設を利用し、老人がその持てる技術を次代に伝えることは、高齢者が社会の一員として尊敬され、敬愛される生きがいつくりが達成できる。

また、当地区が水源地という地域特性を尊重し、農薬や肥料に一番縁遠い、環境にやさしい大豆栽培による豆腐製造をもっぱら副業としてきた地域特性を復活することにより、健康食品大豆を通じた健康と長寿の社会形成に貢献できる。

(産業振興)

申請地区での伝統産業「凍み豆腐」製造が復興し、この独特の技術の継承が図られるとともに凍み豆腐製造の振興と発展が図られる。

都市部との消費者と、農家との間に当地区が重粘土質土壌という土壌特性から地深長ねぎ、長いも等が独特の風味があり大変美味ということで、従来からも交流があったが、従来の地野菜の販売だけでなく、施設利用を通じた消費者と生産者の交流が図れることによりより一層の農産物の消費拡大や販路拡充が図れる。

凍み豆腐製造は冷凍機械等使用せず、天然の凍み込みのみを利用して製造されるため、その生産期間は冬のごく限られた期間という制約があったが、施設を利用し生豆腐製造

から派生する花野菜豆腐、縄豆腐等バラエティーに富んだ新たな豆腐製造に取り組むことができる。

申請地区では、遊休荒廃耕作地を解消する企てが進められているが、この施設の供用開始により新たに生産農産物の消費拡大が図られ農業者の経営意欲のさらなる高揚を図ることができる。

(歴史文化活動の高揚について)

矢嶋地区から室町時代秋田県に移住し矢嶋町を開いた記録が残るように、歴史と伝統に富んだこの地区に数百年来変わることなく伝えられた農民の伝統的副産業の凍み豆腐製造の技術と伝統の保全と継承ができる。

(地域づくりの推進について)

この拠点施設を活用し、凍み豆腐製造技術を保持している高齢者から、若年者、家庭婦人等へ技術の伝承活動から、地域の連帯と強化が図れるものである。

天然手づくりの凍み豆腐製造は矢嶋地区を含め国内に大変数少ない貴重な加工食品製造である。このことを中心に据えることにより、個性豊かな地域づくりに貢献することができる。

大豆には黒、赤、白、茶大豆等、世界で日本が一番大豆の種類が多いそうだが、大豆加工を中心に据えた施設利用を進めることにより、地域の畑作営農の計画的、効率的土地利用が進められ、食を通じた健康生活の推進も図られる。